

 県 章	滋賀県公報	平成 30 年（2018 年） 3 月 29 日 号 外 （ 1 ） 木 曜 日 毎週月・水・金曜 3 回発行
--	----------------	---

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例

※滋賀県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（観光交流局）	11
※滋賀県犯罪被害者等支援条例（県民活動生活課）	11
※旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（生活衛生課）	15
※滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例（人事課）	16
※滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）	17
※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	17
※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	18
※滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）	19
※滋賀県監査委員条例の一部を改正する条例（監査委員事務局）	19
※滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（医療保険課）	19
※滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（医療保険課）	20
※滋賀県学習船建造基金条例を廃止する条例（教育総務課）	20
※滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（県民活動生活課）	20
※滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（子ども・青少年局）	21
※滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（医療保険課）	21
※滋賀県税条例の一部を改正する条例（税政課）	22
※滋賀県使用料および手数料条例等の一部を改正する条例（財政課）	25
※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例（警察本部会計課）	27
※滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例（医療福祉推進課）	30
※滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	49
※滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（子ども・青少年局）	61
※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	62
※滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画課）	63
※滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例（経営課）	63
※滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例等の一部を改正する条例（教職員課）	63
※滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（高校教育課）	64
※滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	65

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（条例第 5 号）

- 1 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限について定めることとしました。（第 1 条関係）
- 2 住宅宿泊事業の実施を制限する区域および期間を次のとおり定めることとしました。（第 2 条、別表関係）

住宅宿泊事業の実施を制限する区域		住宅宿泊事業の実施を制限する期間
草津市	野路東三丁目、野路東四丁目および野路東五丁目の区域	日曜日の正午から金曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前

		日の正午から当該休日の正午までならびに 1 月 1 日の正午から同月 3 日の正午までおよび 12 月 28 日の正午から同月 31 日の正午までを除く。）
--	--	--

3 この条例は、平成30年6月15日から施行することとしました。

○ 滋賀県犯罪被害者等支援条例（条例第6号）

1 この条例は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えることが重要であることに鑑み、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、および県、県民、事業者、民間支援団体等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、および軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにし、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることとしました。（第2条関係）

(1) 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいう。

(3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、または軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

3 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととしました。（第3条関係）

(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることのないよう十分配慮すること。

(2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町および県民等（県民、事業者および民間支援団体その他の関係者をいう。以下同じ。）が相互に連携し、および協力すること。

(3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供すること。

4 3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県の責務について次に掲げるとおり定めるとしました。（第4条関係）

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、および実施すること。

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等と連携し、および協力するとともに、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(3) 犯罪被害者等支援において市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言または連絡調整を行うものとする。

5 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。（第5条関係）

6 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすること等がないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。（第6条関係）

7 民間支援団体は、基本理念にのっとり、その有する専門的な知識および経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。（第7条関係）

8 支援従事者（犯罪被害者等からの相談を受ける者その他の犯罪被害者等支援に関連する業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、その業務に従事するに当たっては、基本理念にのっとり、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えるおそれがあることを十分理解するとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減に資するよう適切な対応を行わなければならないこととしました。（第8条関係）

9 推進計画（第9条関係）

知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（9において「推進計画」という。）を定めることとし、推進計画に関し次に掲げる事項を定めることとしました。

(1) 推進計画に定める事項

ア 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方

イ 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

ウ アおよびイに掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

(2) 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ県民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(4) (2)および(3)は、推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用すること。

10 総合的支援体制の整備（第10条関係）

(1) 県は、国、市町および県民等と連携し、および協力して、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間の必要な犯罪被害者等支援を一体となって推進するための総合的な支援体制（(2)において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

(2) 県は、総合的支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の特性を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に係る行政機関および民間支援団体その他の関係者（10および11において「関係行政機関等」という。）のいずれを起点としても同様に適切かつきめ細かな支援を途切れることなく受けることができるよう、犯罪被害者等支援コーディネーター（個々の犯罪被害者等に対する支援に関する計画書の作成および関係行政機関等との連絡調整を行う者をいう。）の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

11 県および関係行政機関等は、犯罪被害者等支援に関し必要な協議および連絡調整を行うため、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会を組織することができることとしました。（第11条関係）

12 人材の養成等（第12条関係）

(1) 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務その他の犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 県は、支援従事者が自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることがないよう、ならびに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減に資する適切な支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

13 民間支援団体等に対する支援（第13条関係）

(1) 県は、民間支援団体が行う犯罪被害者等支援に関する事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該民間支援団体に対し、必要な情報の提供、助成その他の支援を行うことができる。

(2) 県は、支援従事者がその業務に従事する過程において受ける心理的な負担を軽減することができるよう、支援従事者に対する心理相談の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

14 県は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、総合的な相談窓口の設置、経済的な助成に関する情報その他の必要な情報の提供、犯罪被害者等の援助に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

15 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談等心身の状況に応じた保健医療サービスおよび福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

16 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導および助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

17 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、必要な施策を講ずるものとする。

18 雇用の安定等（第18条関係）

(1) 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等に対する就労支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 19 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることができるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとするものとしました。（第19条関係）
- 20 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとするものとしました。（第20条関係）
- 21 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするものとしました。（第21条関係）
- 22 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- **旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**（条例第7号）
- 1 滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第3号）の一部改正
- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）等の改正による営業種別の統合、条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。（第1条による改正後の第5条、第6条、別表第2関係）
- (2) 客室および浴室等の設備の基準について、規制を緩和することとしました。（第1条による改正後の別表第1、別表第2、別表第3関係）
- 2 次に掲げる条例について、旅館業法の一部改正による営業種別の統合および条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。（第2条～第4条関係）
- (1) 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）
- (2) 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年滋賀県条例第20号）
- (3) 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年滋賀県条例第52号）
- 3 この条例は、平成30年6月15日から施行することとしました。
- **滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例**（条例第8号）
- 1 滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとしました。（別表関係）
- 2 滋賀県就学指導委員会の名称を滋賀県特別支援教育支援委員会に改め、教育支援に関する事項について調査審議することとしました。（別表関係）
- 3 その他
- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとしました。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第9号）
- 1 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとしました。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第10号）
- 1 生産森林組合の株式会社、合同会社および認可地縁団体への組織変更に係る事務を市町に移譲することとしました。（別表関係）
- 2 その他
- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に必要な経過措置を設けることとしました。
- **滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第11号）
- 1 県税事務手当のうち一般手当について、支給対象となる業務を県税の納税義務者等に接して行う県税の賦課徴収の業務とすることとし、手当の額を従事した日1日につき610円に引き下げることとしました。（第4条関係）
- 2 公営競技開催業務手当について、手当の額を従事した日1日につき610円に引き下げることとしました。（第12条関係）
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例**（条例第12号）
- 1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととしました。（第7条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県監査委員条例の一部を改正する条例**（条例第13号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例**（条例第14号）
 - 1 平成29年度末に基金に係る事業が終了し、平成30年度以後は基金の処分を行わないため、その処分に関する規定を削除することとしました。（第6条関係）
 - 2 その他
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- **滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**（条例第15号）
 - 1 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000分の4（改正前 10,000分の4.1）に改めることとしました。（第2条関係）
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県学習船建造基金条例を廃止する条例**（条例第16号）
 - 1 滋賀県学習船建造基金条例（平成20年滋賀県条例第5号）を廃止することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**（条例第17号）
 - 1 条例の有効期限を平成33年12月31日まで延長することとしました。（付則関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例**（条例第18号）
 - 1 条例の有効期限を平成33年6月30日まで延長することとしました。（付則関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例**（条例第19号）
 - 1 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額としました。（第2条関係）
 - 2 国民健康保険財政安定化基金は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けおよび同項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付ならびに同条第2項の規定による取崩しを行う場合に限り、予算の定めるところにより、処分できることとしました。（第6条関係）
 - 3 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第17条第1項に規定する条例で定める特別な事情を定めることとしました。（第7条関係）
 - 4 政令第22条第1項に規定する財政安定化基金拠出金の徴収について、必要な事項を定めることとしました。（第8条関係）
 - 5 その他
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に限り、市町に対し、政令第14条第2項に規定する保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとしました。
 - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県税条例の一部を改正する条例**（条例第20号）
 - 1 知的障害者および精神障害者本人が運転する場合、身体障害者および戦傷病者と同様に自動車取得税および自動車税の減免をできるようにしました。（第1条による改正後の第53条および第71条関係）
 - 2 国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の廃止に伴う地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の整備に伴い、条例により地方税犯則調査手続に係る知事の権限を県税事務所等の長に委任することとしました。（第1条による改正後の第4条、第5条関係）
 - 3 その他
 - (1) この条例は平成31年4月1日から施行することとしました。ただし、3(3)の一部は公布の日から、2は平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
 - (3) その他所要の規定の整備を行うこととしました。
- **滋賀県使用料および手数料条例等の一部を改正する条例**（条例第21号）

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部改正に伴い、同法に基づく事務手数料に汚染土壌処理業許可に係る譲渡および譲受の承認申請等に対する審査の手数を追加することとしました。（第1条による改正後の第2条関係）
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部改正に伴い、同法に基づく事務手数料に2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の申請に対する審査の手数を追加することとしました。（第1条による改正後の別表第62関係）
- 3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、次の手数料の額を改定することとしました。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく事務手数料のうち、二級建築士試験または木造建築士試験の手数料（第1条による改正後の第2条関係）
 - (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく事務手数料のうち、砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料および砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料（第1条による改正後の第2条関係）
 - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく事務手数料のうち、次に掲げる手数料（第1条による改正後の別表第36関係）
 - ア 危険物取扱者の免状の交付の手数料
 - イ 危険物取扱者試験の手数料
 - ウ 消防設備士免状の交付の手数料
 - エ 消防設備士試験の手数料
 - オ 危険物取扱者免状の再交付の手数料
 - カ 消防設備士免状の再交付の手数料
 - (4) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務手数料のうち、容器検査および容器再検査の手数料（第1条による改正後の別表第46関係）
 - (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務手数料のうち、充てん設備の所在地、構造、設備または装置の変更の許可の申請に対する審査の手数料（第1条による改正後の別表第55関係）
 - (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく事務手数料のうち、破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査の手数料（第1条による改正後の別表第64の2関係）
- 4 次に掲げる条例に定める駐車場の使用料の減免の対象に知的障害者および精神障害者が自ら運転する場合ならびに重度の精神障害者が同乗する場合を追加することとしました。（第1条～第4条関係）
 - (1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）
 - (2) 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）
 - (3) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）
 - (4) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）
 - (5) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）
 - (6) 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）
 - (7) 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）
 - (8) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）
 - (9) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、3(3)の改正規定については、同年5月1日から施行することとしました。
 - 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第22号）
 - 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条第1項の規定に基づく営業所の構造または設備の変更の承認の申請に対する審査の手数料等の額を改めることとしました。（別表第1関係）
 - 2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付の手数料の額を改めることとしました。（別表第3関係）
 - 3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査の手数料の額を改めることとしました。（別表第4関係）
 - 4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換えの手数料の額を改めることとしました。（別表第5関係）
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する

外国人の銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料等の額を改めることとしました。（別表第 6 関係）

6 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく警察関係事務手数料の一部を改めることとしました。（別表第 7 関係）

7 警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第 5 項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換えの手数料等の額を改めることとしました。（別表第 9 関係）

8 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第 4 条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査の手数料等の額を改めることとしました。（別表第 9 の 2 関係）

9 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 2 項の規定による届出があったことを証する書面の交付の手数料等の額を改めることとしました。（別表第 9 の 3 関係）

10 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行することとしました。

○ 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例（条例第23号）

1 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）の一部改正

(1) 訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況や心身の状態等に係る必要な情報を居宅介護支援事業者等へ提供することについて、サービス提供責任者の責務として基準に明確化することとしました。（第 4 条による改正後の別表第 1 関係）

(2) 特定施設入居者生活介護について、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ることや、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対する研修を定期的実施することを、基準に定めることとしました。（第 4 条による改正後の別表第10関係）

(3) 福祉用具貸与について、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、次の事項を基準に定めることとしました。（第 4 条による改正後の別表第11関係）

ア 貸与しようとする福祉用具の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。

イ 同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具を利用者に提示すること。

(4) 共生型訪問介護、共生型通所介護および共生型短期入所生活介護の事業について、新たに基準を定めることとしました。（第 4 条による改正後の別表第 1、別表第 6、別表第 8 関係）

2 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）の一部改正

(1) 介護予防特定施設入居者生活介護について、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、1 (2)と同様の基準を定めることとしました。（第 7 条による改正後の別表第10関係）

(2) 介護予防福祉用具貸与について、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、1 (3)と同様の基準を定めることとしました。（第 7 条による改正後の別表第11関係）

(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業について、新たに基準を定めることとしました。（第 7 条による改正後の別表第 8 関係）

3 次に掲げる条例について、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、1 (2)と同様の基準を定めることとしました。（第 1 条から第 3 条まで、第 5 条、第 6 条、第 8 条関係）

(1) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第14号）

(2) 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）

(3) 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号）

(4) 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）

(5) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）

(6) 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める

条例（平成25年滋賀県条例第21号）

- 4 指定居宅介護支援事業者の指定権限が市町へ移譲されることから、滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例（平成26年滋賀県条例第74号）を廃止することとしました。（第9条関係）

5 その他

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、1 (3)アおよび2 (2)の一部については、平成30年10月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に際し必要な経過措置について規定することとしました。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部改正

- (1) 指定児童発達支援事業所および基準該当指定児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）に置くべき従業者のうち、指導員または保育士を児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者に改めることとしました。（第1条による改正後の別表第1関係）
- (2) 指定児童発達支援事業所等に置く障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならないこととしました。（第1条による改正後の別表第1関係）
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者のうち、看護師を看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）に改めることとしました。（第1条による改正後の別表第1関係）
- (4) 指定児童発達支援事業者および基準該当児童発達支援事業者は、事業について改善を図るため、自ら評価を行うことに加えて、利用者の保護者による評価を受けることとし、当該評価および改善の内容を1年に1回以上公表しなければならないこととしました。
- (5) 共生型児童発達支援の事業について、新たに基準を定めることとしました。（第1条による改正後の別表第1関係）
- (6) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業所について広告をするときは虚偽または誇大なものとししないこととしました。（第1条による改正後の別表第2関係）
- (7) 共生型放課後等デイサービスの事業について、新たに基準を定めることとしました。（第1条による改正後の別表第3関係）
- (8) 居宅訪問型児童発達支援の事業について、新たに基準を定めることとしました。（第1条による改正後の別表第4関係）

- 2 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）の一部改正 指定福祉型障害児入所施設が指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合の設備および従業者に關する特例を削除することとしました。（第2条による改正後の別表第1関係）

- 3 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部改正

- (1) 主として自閉症児または肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき従業者のうち看護師を看護職員に改めることとしました。（第3条による改正後の別表第8関係）
- (2) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置くべき従業者のうち看護師を看護職員に改めることとしました。（第3条による改正後の別表第10関係）

4 その他

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に關し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に関する事項が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）に規定されたことから、必要な規定の整備を行うこととしました。（第20条の2関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 収入の申告が困難な者として知事が認めた者については、収入の申告を不要とし、知事が調査により把握した収入の状況により収入の認定を行うこととしました。（第11条、第12条関係）
- 2 その他
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を新たに東近江市が処理することとしました。（第29条の2関係）
- 2 その他
 - (1) この条例は、規則で定める日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとしました。
 - (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

○ 滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 滋賀県水道用水供給事業の給水料金を算出する場合における使用料金の料率を使用水量1立方メートルにつき29円20銭に改定することとしました。（第5条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部改正
 - (1) 県内に義務教育学校が設置されることに伴う必要な規定の整備を行うこととしました。（第1条による改正後の第2条関係）
 - (2) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとしました。（第1条による改正後の第2条関係）

区 分		平成29年度	平成30年度	増減
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	校長および教員	4,762人	4,808人	46人
	養護教員	239人	238人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	60人	60人	0人
	事務職員	262人	262人	0人
	計	5,323人	5,368人	45人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	校長および教員	2,749人	2,725人	△24人
	養護教員	107人	107人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	13人	13人	0人
	事務職員	121人	122人	1人
	計	2,990人	2,967人	△23人
計	校長および教員	7,511人	7,533人	22人
	養護教員	346人	345人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	73人	0人
	事務職員	383人	384人	1人
	合計	8,313人	8,335人	22人

- 2 次に掲げる条例について、県内に義務教育学校が設置されることに伴う必要な規定の整備を行うこととしました。（第2条～第5条関係）
 - (1) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）
 - (2) 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）
 - (3) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）
 - (4) 滋賀県学校職員退職手当支給条例（昭和28年滋賀県条例第25号）

- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 滋賀県立長浜北高等学校の位置を長浜市平方町に変更することとしました。（別表第2関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

- 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）
 - 1 本県の警察官以外の地方警察職員の定員を増員することとしました。（第1条関係）
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。